

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																															
函館看護専門学校	平成1年2月1日	野又 淳司	〒 042-0942 (住所) 北海道函館市柏木町1番60号 (電話) 0138-53-0028																															
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																															
学校法人野又学園	昭和13年9月19日	野又 淳司	〒 042-0955 (住所) 北海道函館市高丘町51番1号 (電話) 0138-57-1385																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																													
医療	医療専門課程	看護科	平成6年度	-	令和2年度																													
学科の目的	本校の建学における報恩感謝・常識涵養・実践躬行の精神にのっとり、看護師に必要な専門的な知識・技術を習得し、地域保健医療福祉の向上に貢献できる職業人の育成を目的とする																																	
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	• 取得可能な資格一看護師国家試験受験資格・保健師、助産師学校、養護教諭養成機関受験資格 • 中退率—9.4%																																	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																											
3年	昼	※単位時間、単位いずれかに記入 3,000 単位時間	1,369 単位時間	716 単位時間	885 単位時間	0 単位時間	30 単位時間																											
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																															
120 人	116 人	0 人	0 %																															
就職等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■卒業者数(C) : 29 人 ■就職希望者数(D) : 28 人 ■就職者数(E) : 28 人 ■地元就職者数(F) : 24 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 86 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 97 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 <p>一身上の都合により1名就職辞退</p> <p>(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等</p> <p>(令和5年度卒業生) 病院</p>																																	
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL</p>																																	
当該学科のホームページURL	https://www.nurse.nomata.ac.jp/																																	
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A : 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td><td>3,000 単位時間</td></tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数</td><td>885 単位時間</td></tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td><td>3,000 単位時間</td></tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数</td><td>885 単位時間</td></tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> <p>(B : 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>						総授業時数	3,000 単位時間	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	885 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	3,000 単位時間	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	885 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	3,000 単位時間																																	
うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	885 単位時間																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																	
うち必修授業時数	3,000 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	885 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																	
総授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																	
うち必修授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	単位																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																	
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校的専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>8 人</td></tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>2 人</td></tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0 人</td></tr> <tr> <td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>10 人</td></tr> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td></td><td>10 人</td></tr> </table>						① 専修学校的専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	8 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		10 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		10 人							
① 専修学校的専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	8 人																																
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																																
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																
計		10 人																																
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		10 人																																

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

看護における必要な基礎、実技に係る全般の教育のため実習病院先の看護部長ほか地域の企業と連携することで実践的な教育課程を編成する。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校校長を委員長として本校教職員の他、実習先病院等、企業から選任された委員で委員会を開催する位置付けとする。委員会には委員が出席し、その委員会に置いての意見等を本校の運営協議会で審議のうえ、校長の決裁を経て教育課程編成の際の科目設定等に反映させる。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
澤田 信子	函館看護協会 元道南地区理事	令和5年4月1日～令和7年3月31日	①
吉川 真由美	社福)函館厚生院 函館中央病院 看護部長	令和5年2月1日～令和7年3月31日	③
須佐 庸子	社福)函館厚生院 函館五稜郭病院 看護部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日	③
柴田 香奈美	公社)函館市医師会 函館市医師会病院 看護部長	令和5年3月1日～令和7年3月31日	③
野又 淳司	函館看護専門学校 校長	令和5年4月1日～令和7年3月31日	
太田 希子	函館看護専門学校 副校長	令和5年4月1日～令和7年3月31日	
姥名 千昌	函館看護専門学校 教務主任	令和5年4月1日～令和7年3月31日	
岡田 邦宏	函館看護専門学校 事務長	令和5年4月1日～令和7年3月31日	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「一」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回程度 5月～11月に開催予定

(開催日時(実績))

第1回 令和5年9月21日(木) 10:00～11:00

第2回 令和6年6月3日(月) 13:00～13:45

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

実習においてインシデントアクシデントの件数について過去の事例を用いてグループワークやイメージトレーニングを行うことにより大幅に件数を減らせたことや、国家試験対策においてGPAを導入し進級要件を設けることにより早めに個別指導ができるようにすることなどを話す。

普段から勉強していない学生はGPAも低いことがわかっており勉強する癖をつけないと看護師になることが厳しいと言われているため今後改善できるようGPAの指標を上げる予定。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

厚生労働省の承認を得た病院・施設で指導者講習会を受講した指導者が指導。1年、2年、3年と各学年の到達目標に沿った実習内容として具体的に示し、実施する。1日7時間程度の実習を基本とし、期間内に総時間数を確保できる事。指導者とは学生に関しての情報交換をし、相互で学生教育・指導にあたる。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習にあたり、受入れ病院と定例で「臨床指導者会議」を行い、ねらいや学生情報等が事前に話しあわれ、実習後の振り返りの指導にもつながっている。

実習中は専任教員、インストラクターが巡回し、学生の様子を確認するとともに指導者と情報交換を行い、学生の情報共有を図りながら指導を行っている。指導者も評価を行い、総評の評価に関わっている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
基礎看護実習Ⅰ	コミュニケーションや日常生活援助を通して入院生活を送る対象を理解する。	・公益社団法人函館市医師会 函館市医師会病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院 ・日本赤十字社 函館赤十字病院 ・医療法人徳洲会 共愛会病院 ・独立行政法人 国立病院機構 函館病院
基礎看護実習Ⅱ	療養生活を送っている対象の身体的・心理的・社会的特徴を理解し、看護上の問題を明らかにするための思考過程を養う。また、看護師の役割および多職種との連携・協働について学ぶ。	・公益社団法人函館市医師会 函館市医師会病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院 ・日本赤十字社 函館赤十字病院 ・医療法人徳洲会 共愛会病院 ・社会福祉法人 北海道社会事業協会函館病院
成人看護実習Ⅰ	成人期にある対象を理解し、日常生活援助を行うことができる。看護計画を立案することができる。	・公益社団法人函館市医師会 函館市医師会病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院 ・医療法人徳洲会 共愛会病院 ・社会福祉法人 北海道社会事業協会函館病院 ・独立行政法人 国立病院機構函館病院
成人看護実習Ⅱ	成人期にある対象を理解し、日常生活援助を行うことができる。看護過程の評価までができる。	・公益社団法人函館市医師会 函館市医師会病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院 ・医療法人徳洲会 共愛会病院 ・社会医療法人函館博栄会 函館渡辺病院
統合実習	これまで学んだ知識・技術・態度を統合し、医療チームの一員としての役割遂行をめざした看護実践力を身につける。また、看護専門職としての役割、責務、態度について学ぶ。	・公益社団法人函館市医師会 函館市医師会病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院 ・社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院 ・医療法人徳洲会 共愛会病院 ・日本赤十字社 函館赤十字病院 ・社会福祉法人 北海道社会事業協会函館病院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

研修に関しては、本校の就業規則において「学校は、職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るために、研修を行う。」と定められている。これに基づき、必要と判断する研修に積極的に参加している。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	令和5年度 事務担当者会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	令和5年10月3日(火)	対象:	看護学校事務職員
内容	最近の学生の動向や受験情勢～魅力ある学校を伝える広報活動～、生き残りをかけた学校戦略		
研修名:	令和5年度 第2回 専任教員交流会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	令和6年2月22日(木)	対象:	看護学校教員
内容	全国の専任教員の輪を作ろう		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和5年度 教育評価研修会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	令和5年10月25日(水)	対象:	看護学校教員
内容	教育評価～臨床判断能力を問う問題作成		
研修名:	令和5年度 ICT教育研修会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	令和5年12月15日(金)	対象:	看護学校教員
内容	看護師等養成所のDX推進に向けて		
研修名:	令和5年度 北海道看護教育施設協議会 研修会	連携企業等:	北海道看護教育施設協議会
期間:	令和6年1月27日(土)	対象:	看護学校教員
内容	学生とともに学び育つ授業の実際～実習指導場面を描く～		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	令和6年度 北海道看護教育施設協議会 総会	連携企業等:	北海道看護教育施設協議会
期間:	令和6年6月7日(金)	対象:	看護教育施設の長又は長を補佐する者(看護職)及び教務主任
内容	看護師等養成所の教育の質向上について等		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和6年度 日本看護学校協議会 学校長会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	令和6年5月28日(火)	対象:	看護教育施設の長又は長を補佐する者(看護職)及び教務主任
内容	看護師等養成所における合理的配慮について等		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価の委員には、関連校である函館大学付属柏稜高等学校の校長、実習先病院である函館渡辺病院の看護部長、本校卒業生かつ実習先病院である函館市医師会病院の看護課長の3名で組織されている。評価方法は本校にて毎年実施している自己点検・評価に基づき、委員から評価をいただく。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念、教育方針、教育目標・人材育成像
(2)学校運営	経営目標、管理運営
(3)教育活動	教育課程の編成及び実施、資格試験、教職員、在学生の状況
(4)学修成果	就職状況、資格の取得状況
(5)学生支援	在学生への支援、卒業生への支援、中学・高等学校への支援
(6)教育環境	施設・設備、実習施設、防災計画
(7)学生の受入れ募集	広報・学生募集活動、学生納付金
(8)財務	財源の中長期計画、予算・収支計画、会計処理・監査、財務情報の公
(9)法令等の遵守	各種法令の遵守、個人情報の保護、自己評価の実施
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献、ボランティア活動、職業教育・職業体験
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

委員の評価・助言にある実習施設間の評価差異を均一にさせるための方策を実施。

各実習施設の実習指導者同士の連携を行うことで評価基準の統一化を図る。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名前	所 属	任期	種別
扇柳 尚英	函館大学付属柏稜高等学校 校長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	高等学校校 長
岩田 明美	函館渡辺病院 看護部長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	実習先病院 看護部長
辻 ゆかり	函館市医師会病院 看護課長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	看護課長及 び本校卒業 生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()))

URL:
<https://www.nurse.nomata.ac.jp/wp-content/uploads/2024/06/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E9%96%A2%E4%BF%82%E8%80%85%E8%A9%95%E4%BE%A1%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A.pdf>

公表時期: 令和6年5月6日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校要覧、入試要項、シラバス等は毎年新規作成したものを提供。財務状況、年間計画表は、教育課程編成委員会等で配布。

その他、ホームページの更新やそれ以外については請求のあった際に随時提供。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念、目標、沿革、所在地・連絡先
(2)各学科等の教育	カリキュラム・資格取得
(3)教職員	教職員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	看護師の詳細情報、実習、就職状況
(5)様々な教育活動・教育環境	学校生活、学校行事
(6)学生の生活支援	奨学金、教育ローン制度についての説明、下宿・アパートの紹介
(7)学生納付金・修学支援	授業料・実習費
(8)学校の財務	事業の概要、事業報告
(9)学校評価	自己点検・評価、学校関係者評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ · 広報誌等の刊行物 · その他() ()

URL: <https://www.nurse.nomata.ac.jp/>

公表時期: 令和6年5月6日

授業科目等の概要

	(医療専門課程 看護学科)				授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択	授業科目概要						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			キャリアプランニング I	本授業では、一年生の早い時期から自分自身が本校でどのような事を学び自らのキャリアプランをデザインしていくのかを明確にし、看護専門職業人として相応しい基礎的能力・教養を身につけ、日々の学修に意欲的に取り組むことができるよう問題提起する内容になっている。授業内で、これからの中学校生活における行動計画書を作成し発表することで、プレゼンテーション技術や他者の多様な考え方について理解し、視野を広げる能力を修得する。	1 前	15	1		○			○	○	○		
2	○			キャリアプランニング II	卒業後に役に立つ接遇・ビジネスマナーを学ぶための研修を行う。また、医療接遇に考え方を発展させることで辛い状況にある患者と家族の思いに共感した関わりを意識づけできるよう演習等で学ぶ。	3 通	15	1		○			○	○	○		
3	○			国語表現	文章の書き方、及び表現方法の基本を学ぶ。	1 前	30	1	○				○		○		
4	○			情報科学	情報処理の基本的な考え方、情報処理システムの医療機関への応用、データの処理におけるコンピューターの利用から簡単な情報処理の方法を習得する。統計処理を行うための基本的な考え方を理解する。	1 前	30	1		○			○		○		
5	○			研究方法論	看護研究の意義・必要性と研究を実施するための一連のプロセスについて学習し、今後自ら看護研究に取り組むための基礎的能力を習得する。	2 前	15	1	○				○		○		
6	○			社会学	社会学的なものの見方、考え方を学ぶ。社会現象を表面的に知るのではなく、深く分析し、看護を実践するために看護と社会との関わりを理解する。	3 通	30	1	○				○		○		
7	○			文学	物語性のある映画作品を分析、論評することを通して、情緒・感性を養うとともに、作品について論評した文章を書く。	3 通	15	1	○				○		○		
8	○			心理学	人間の理解を深めるために、共通する心の動きや意識の働きについて学ぶ。	1 前	30	1	○				○		○		
9	○			文化人類学	異文化社会の固有の文化体系を相対的に理解し、人間の価値観の多様性や人類の普遍性について理解を深める。	1 後	15	1	○				○		○		
10	○			法学	我が国において保健医療は法制度に基づいて実施されているので、法ないし法律について正確に認識し、かつ理解できる基礎力を養うことを目的とする。	3 前	15	1	○				○		○		

11	○		教育学	人間と教育の本質について学び看護活動へ活用できる能力を養う。また生涯学習について意欲と関心を高める。	3 通	30	1	○			○		○		○
12	○		人間関係論	自己と他者との関わりの中で自己を見つめること、他者を思いやることの重要性について学び、看護者としての人間関係を築くための基礎を養う。	1 前	15	1	○			○		○		○
13	○		英語	Students practice five hospital-related, patient-related situations. We will examine the conversations for key vocabulary, basic question and answer, and grammar. The key skills of pronunciation, easy communication, and listening are focused.	1 前	30	1		○		○		○		○
14	○		家族論	人間生活の基礎的な単位である家族についての基礎知識、家族の現状と課題、支援のあり方を学ぶ。また、家族の意義と役割について理解と関心を深める。	1 前	15	1	○			○		○		○
15	○		健康科学	健康と運動の意義を理解し健康生活を維持するための運動の効用について学ぶ。また体力を増強し、集団行動における主体性と協調性を養う。授業では「ストレスとは何か」、ストレスについての正しい知識や対処法を学び、セルフケアできる能力を身につける。また、演習を通じ自身や患者のストレスを軽減できる様々なリラクゼーション方法を習得する。	1 通	30	1			○	○		○		○
16	○		形態機能学Ⅰ	身体の構造を学ぶ。各器官系統の持つ働きの意味を学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○		○
17	○		形態機能学Ⅱ	生命現象の基本としての認識の上に、呼吸・循環の働きについて両者を関連付けて学ぶ。また体温調整について学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○		○
18	○		形態機能学Ⅲ	消化・吸収のしくみについて学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○		○
19	○		形態機能学Ⅳ	内部環境、外部環境の変化に伴う調節機能について学ぶ。	1 後	30	1	○			○		○		○
20	○		形態機能学Ⅴ	外界刺激を受容するしくみ、各刺激に応じた反応のしくみ、筋肉運動のしくみについて学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○		○
21	○		総合形態機能学	人体の構造から正常な生理機能と疾病の発生機序を理解し、治療・看護までを系統立てて学ぶ。	1 後	30	1		○		○		○		○
22	○		生化学	人体の生命現象を科学的側面からとらえ、生物の物質代謝を理解するとともに、看護に応用する能力を身につける。	1 前	15	1	○			○		○		○
23	○		疾病論Ⅰ	疾病の原因や発生病理、形態と機能および代謝変化の原理を学ぶ。	1 前	15	1	○			○		○		○

24	○		疾病論Ⅱ	微生物の人体におよぼす影響、および、病原微生物の感染対策について学ぶ。	1 後	15	1	○			○		○		○
25	○		疾病論Ⅲ	循環器系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。	1 通	15	1	○			○		○		○
26	○		疾病論Ⅳ	呼吸器系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。	2 前	15	1	○			○		○		○
27	○		疾病論Ⅴ	血液・造血器系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。	2 通	15	1	○			○		○		○
28	○		疾病論Ⅵ	消化器系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。	2 前	15	1	○			○		○		○
29	○		疾病論Ⅶ	自己免疫疾患、内分泌・代謝系、消化器系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。	2 前	15	1	○			○		○		○
30	○		疾病論Ⅷ	運動器系に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。	1 後	15	1	○			○		○		○
31	○		疾病論Ⅸ	脳神経系、運動器系に疾患をもつ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。	2 通	15	1	○			○		○		○
32	○		疾病論Ⅹ	腎泌尿器系、女性生殖器系に疾病を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。	2 前	15	1	○			○		○		○
33	○		疾病論XI	(感覚器) 感覚器系に疾病を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。 (小児) 小児に起こりやすい健康障害と症状、治療について学ぶ。	2 通	15	1	○			○		○		○
34	○		疾病論XII	(在宅) 疾病構造と日本や地域で行われている在宅医療の現状を学ぶ。また、在宅医療の対象になる主要疾患を学び、具体的な治療・ケアの実際を理解する。 (精神) 精神障害の診断と分類、それに基づく様々な精神障害について学ぶ。	1 後	15	1	○			○		○		○
35	○		治療論	疾病的回復を促進する各治療の原理と実際を学ぶ。	2 通	30	1	○			○		○		○
36	○		薬理学	薬理作用の基礎知識に基づき、主な薬物の特徴、作用機序、人体への影響及び薬理の管理について学び、疾病の回復を促進する薬物療法の原理を学ぶ。	1 後	30	1	○			○		○		○
37	○		保健医療論	保健医療の概念を理解し、健康な生活と現在の保健医療・福祉との関係および保険医療・福祉に関する問題・保健医療の動向について理解する。	3 通	15	1	○			○		○		○

38	○		公衆衛生学	集団の中で健康現象を捉え、個と個の関係、個と環境との関係、集団と集団との関係という広い視野での生態学的なものの見方を学ぶ。健康現象を集団の中で捉え、医療を社会的・文化的な視点から総合的に理解する。人々の健康を保持増進し、疾病を予防し保健医療・福祉に関する環境を保全し、社会の活力を高める機能を理解する。	1 前	30	2	○			○		○
39	○		社会福祉	社会福祉の概念を理解し、社会福祉の制度・関連法規について理解する。	3 前	15	1	○			○		○
40	○		関係法規	健康な生活を維持するための、保険医療の制度と関連する法規について学ぶ。専門職業人として看護師の責任と義務などに関する法規を学ぶ。	3 通	30	2	○			○		○
41	○		基礎看護学概論	人間のライフサイクルにおける健康の意義、保健・医療・福祉における看護の役割について理解し、看護実践の基礎となる知識・技術・態度について学習する。	1 前	30	1	○			○		○
42	○		基礎看護学技術Ⅰ	バイタルサイン測定、身体計測の目的の学習と技術の習得のための演習を行う。	1 前	30	1		○		○		○
43	○		基礎看護学技術Ⅱ	ヘルスアセスメントの概念、フィジカルアセスメント技術とそれによって得られる客観的数据を学ぶ。身体各部の形態や、身体機能を正しく計測し評価することを学ぶ。	1 前	30	1	○	△		○		○
44	○		基礎看護学技術Ⅲ	看護実践に必要な看護過程の基本的事項や構成要素について学ぶ。さらに健康障害を持つ対象の紙上事例を通して、看護過程展開方法について学ぶ。	1 通	30	1	○	△		○		○
45	○		基礎看護学技術Ⅳ	看護実践の基盤となる基本技術（感染防止の技術、安全確保の技術）を学習する。	1 前	30	1	○	△		○		○
46	○		基礎看護学技術Ⅴ	療養生活の環境を構成する要素を理解し、病室・病床の環境のアセスメントと調整について学ぶ。ベッド周囲と病床の環境整備・ベッドメイキング・リネン交換の実際について学ぶ。	1 前	15	1	○	△		○		○
47	○		基礎看護学技術Ⅵ	「基礎看護学Ⅰ」で学んだ考え方を適応し、医療安全の確保・患者および家族への説明と助言・的確な看護判断と適切な看護技術の提供ができるための看護技術分類14領域の「5.清潔・衣生活の援助技術」の看護援助を行う具体的方法について学習する。	1 前	30	1	○	△		○		○
48	○		基礎看護学技術Ⅶ	食事・排泄・活動・休息における基礎知識の理解を習得し、対象の状態に応じたアセスメントを行い援助技術の方法を習得する。	1 通	30	1	○	△		○		○
49	○		基礎看護学技術Ⅷ	看護実践の基盤となる基本技術（コミュニケーション）を学習する。	1 前	15	1	○	△		○		○
50	○		基礎看護学技術Ⅸ	ケーススタディを通して看護の研究や実践の仕方を学ぶ。	2 通	30	1		○		○		○

51	○		基礎看護学援助論Ⅰ	検査の介助に関する基礎知識、安静療法、薬物療法、食事療法の基礎知識を学習する。	1 後	15	1		○		○	○				
52	○		基礎看護学援助論Ⅱ	医師の指示のもと、患者が安全に検査、薬物療法を受けられるよう介助技術を学ぶ。	3 通	30	1	○	△		○	○				
53	○		基礎看護学援助論Ⅲ	看護の対象の健康障害に応じた看護を学ぶ。	3 通	30	1		○		○	○				
54	○		基礎看護学援助論Ⅳ	看護の対象と（家族を含む）なる人々、特に健康障害を持つ対象を理解し、健康障害（主要症状）に応じた看護を学ぶ。	1 通	30	1		○		○	○				
55	○		地域・在宅看護概論	地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅における看護の基礎を教授する。	1 後	30	2	○			○	○				
56	○		地域・在宅看護援助論Ⅰ	個々の家族を含んだ対象の状況に応じた在宅看護を展開するために、基礎看護学で学んだ基礎看護技術を統合し、在宅場面で実施できる知識・技術を学ぶ。	2 通	30	1		○		○	○				
57	○		地域・在宅看護援助論Ⅱ	離島（過疎地域）で行い、その地域で暮らす人々の生活を理解し、地域における保健・福祉・医療システムと多職種連携、看護の実際を学ぶ。	2 前	30	1		○		○	○				
58	○		地域・在宅看護援助論Ⅲ	地域で生活する様々な年代の人々とその家族の生活を理解し、暮らしを支える自助、互助、共助・公助の実際を学ぶ。また、地域で生活する対象者を支える保健・医療・福祉にかかわる看護師や多職種との協働・連携の実際を学ぶ。	3 前	30	1		○		○	○				
59	○		地域・在宅看護援助論Ⅳ	地域在宅看護援助論Ⅳの授業では、学校内に「まちの保健室」を設置し企画いたします。「まちの保健室」は、学生が企画・運営し学校を拠点として開催します。地域に住む方々に学校に立ち寄っていただき、気軽に健康相談できるような場所づくりを行うことで、地域の方々との交流を図り、健康づくりの支援を行います。本授業では、このような活動を通し、地域で生活される人々がどのような健康不安を頂いて生活しているのか、実際にどのような支援が必要であるのかを理解し、看護者として人と向き合い地域とともに協働する姿勢を身につけることを目的としています。	3 前	1	30		○		○	○				
60	○		成人看護学概論	成人期の人の健康問題と健康レベルに応じた看護の役割の概要を、身体・心理・社会的特徴を踏まえ理解する。	1 前	15	1	○			○	○				
61	○		成人看護学援助論Ⅰ	成人の健康レベルに対応した看護、成人の健康生活を促すための看護技術、成人保健の動向、成人期の主な疾病と予防、成人の健康保持・増進のための行政対策と看護を学ぶ。	1 通	30	1		○		○	○	○			
62	○		成人看護学援助論Ⅱ	慢性的経過をたどり、生涯にわたって生活のコントロールを必要とする対象と、その家族への看護、患者教育支援について事例を通して学ぶ。	2 前	30	1	○	△		○	○				

63	○			成人看護学援助論Ⅲ	呼吸器・循環器の障害を持つ成人期の対象を総合的に捉え看護を実践するための基礎的知識・技術・態度を学ぶ。	2 通	30	1	○			○		○		○
64	○			成人看護学援助論Ⅳ	内分泌・消化器の障害を持つ成人期の対象を総合的に捉え看護を実践するための基礎的知識・技術・態度を学ぶ。	2 通	30	1	○			○		○		○
65	○			成人看護学援助論Ⅴ	脳神経・運動器の障害を持つ成人期の対象を総合的に捉え看護を実践するための基礎的知識・技術・態度を学ぶ。	2 通	30	1	○	△		○		○		○
66	○			成人看護学援助論VI	血液・造血器・腎泌尿器・生殖器・感覚器の障害を持つ対象及び外科的治療を受ける成人期の対象を総合的に捉え、看護を実践するための基本的知識・技術・態度を学ぶ。	2 通	30	1		○		○	○	○	○	○
67	○			老年看護学概論	老年期における対象の身体的・精神的・社会的特徴と我が国における高齢社会の特徴を理解し、老年看護の目的、機能、役割について学習する。	1 前	15	1	○			○	○			
68	○			老年看護学援助論 I	老年期にある対象の日常生活について理解し、その援助方法について学習する。	1 後	30	1	○			○	○	○	○	○
69	○			老年看護学援助論 II	1. 高齢者の主な疾患に対しての看護と日常生活の適応に向けた援助について考える能力を得る。2. 健康障害をもった老年期の対象と健康問題を総合的に理解し、高齢者とその家族について学ぶ。	2 後	30	1		○		○	○			
70	○			老年看護学援助論 III	健康障害をもった老年期の対象と健康問題を総合的に理解し、高齢者とその家族の看護について学ぶ。	2 後	30	1		○		○	○			
71	○			小児看護学概論	小児看護に活用される理論・概念をもとに、成長発達各期の特徴を理解するとともに、現代の子どもと家族の概要を捉えながら、小児看護の役割と課題について学ぶ。	2 前	15	1	○			○		○		○
72	○			小児看護学援助論 I	子どもの健康を保持・増進するための援助および日常的な健康問題に対しての看護について学ぶ。	2 後	30	1		○		○		○		○
73	○			小児看護学援助論 II	疾病、障害が小児、家族に及ぼす影響を理解し、対象の状況に応じた適切な看護について学ぶ。	2 後	30	1		○		○		○		○
74	○			小児看護学援助論 III	小児期の健康問題が子どもと家族の及ぼす影響や問題について学習し、健康障害を持つ子どもと家族に適切な看護を行うための必要な知識を習得する	2 後	30	1		○		○	○			
75	○			母性看護学概論	母性看護の理念、母性看護の対象・機能・役割とリプロダクティブ・ヘルスの基礎や動向の学びを深めると共に、母性とは何かについて考えることができる。	2 前	15	1	○			○	○			
76	○			母性看護学援助論 I	母性看護学の対象である周産期にある母性の理解、看護ケアについて学び、対象に必要な看護を実践する能力を養う。	2 前	30	1	○	△		○		○		○
77	○			母性看護学援助論 II	母性看護学の対象である周産期にある母子の異常の理解、看護ケアについて学び、対象に必要な看護を実践する能力を養う。	2 前	30	1	○	△		○		○		○

78	○		母性看護学援助論Ⅲ	妊娠・分娩・産褥・新生児期の健康状態をアセスメントする力を修得し、看護する能力を養う。	2 前	30	1		○		○	○			
79	○		精神看護学概論	健康な人を対象とした心の健康の維持増進を図るために必要な援助を学ぶ。	1 後	30	1	○			○	○			
80	○		精神保健	全てのライフサイクルにおける心の健康という視点に立ち、心の発達を理解し、心の働きを知るための理論や方法を学ぶ。	1 後	30	1	○			○		○		
81	○		精神看護学援助論Ⅰ	精神障害者の社会背景や精神障害に対する正しい知識を持ち、その援助方法を理解し、保健・医療・福祉の視点から地域で生活する精神障害者の看護と暮らしの場の拡大のための援助を学ぶ。	2 後	30	1	○			○		○		
82	○		精神看護学援助論Ⅱ	精神障害をもつ対象を理解し、個別性に応じた援助について授業を通して看護過程を用いて学ぶ。	3 前	15	1	○			○	○			
83	○		災害看護	災害時の看護活動について理解する。救護活動に必要な組織的連携、役割責務について学ぶ。	3 前	30	1	○	△		○		○		
84	○		国際看護	看護の国際協力・組織・役割を理解し、国際的視野を広げる。	3 後	30	1	○			○		○		
85	○		看護管理	看護マネジメントについて、ケアを提供しているすべての看護職が担う役割について学ぶ。	3 後	30	1	○			○		○		
86	○		総合技術	既習の看護知識・技術を統合して、複数患者に対して優先度を考えた看護の事例展開を行い、演習を通して総合的な判断や対応について学習する。	3 後	30	1	○	△		○	○			
87	○		基礎看護実習Ⅰ	コミュニケーションや日常生活援助を通して入院生活を送る対象を理解する。	1 後	45	1			○	○	○	○		
88	○		基礎看護実習Ⅱ	療養生活を送っている対象の身体的・心理的・社会的特徴を理解し、看護上の問題を明らかにするための思考過程を養う。また、看護師の役割および多職種との連携・協働について学ぶ。	1 後	90	2			○	○	○	○		
89	○		地域・在宅看護実習Ⅰ	在宅療養者と家族への援助活動を通して看護の役割を学ぶ。	2 後	30	1			○	○	○	○		
90	○		地域・在宅看護実習Ⅱ	地域で生活しながら療養する人々を支える社会資源の活用と保健・医療・福祉の連携の実際を学ぶ。	3 前	30	1			○	○	○	○		
91	○		成人看護実習Ⅰ	成人期にある対象を理解し、日常生活援助を置こうなうことができる。看護計画を立案することができる。	2 前	90	2			○	○	○	○		
92	○		成人看護実習Ⅱ	成人期にある対象を理解し、日常生活援助を行うことができる。看護過程の評価までができる。	2 前	90	2			○	○	○	○		

93	○		成人看護実習 Ⅲ	成人期にある対象の身体的・心理的・社会的特徴を理解し看護過程を展開することができる。	2 前	90	2			○	○	○	○	○
94	○		老年看護実習 Ⅰ	施設における高齢者の生活状況を知るとともに、日常生活援助の実際を通して高齢者の理解を深めることを学習する。	2 後	30	1			○	○	○	○	○
95	○		老年看護実習 Ⅱ	健康障害をもった老年期の対象の健康問題を総合的に理解し、その看護について学ぶ。	3 前	90	3			○	○	○	○	○
96	○		小児看護実習	小児看護実習では、看護の対象である子どもの特徴を理解し、あらゆる健康レベルにおける子どもの養護者・家族に対して、個別的なケアを提供するために必要な基礎的知識を習得し技術・態度について学習する。	3 前	60	2			○	○	○	○	○
97	○		母性看護実習	母性看護実習では、妊娠、分娩、産褥期にある母子および新生児の特徴を理解し、母子に対して適切な看護ができる能力を養う。主に、産褥期・新生児期の対象への看護を中心とし、外来実習やNICUの見学実習、病棟実習を行い看護実践を学ぶ。また、分娩見学を通して生命の誕生場面に触れるとともに生命の尊厳について学習する。	3 前	60	2			○	○	○	○	○
98	○		精神看護実習 Ⅰ	精神の健康保持・増進のための精神保健活動など、精神保健福祉との関連を理解する。主に、疾患・症状の再発予防や社会生活機能の回復を目的とした地域生活支援の実際を学習する。外来実習では精神科外来看護師の役割について学習する。	2 後	30	1			○	○	○	○	○
99	○		精神看護実習 Ⅱ	精神障がいをもつ対象とのかかわりのプロセスを通して対象を理解し、精神看護の実際を学ぶ。	3 前	60	2			○	○	○	○	○
100	○		統合実習	これまで学んだ知識・技術・態度を統合し、医療チームの一員としての役割遂行をめざした看護実践力を身につける。また、看護専門職としての役割、責務、態度について学ぶ	3 後	90	2			○	○	○	○	○
合計					100	科目	113(3000)	単位	(単位時間)					

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件 :	各授業科目の単位習得の認定を受けた学生について、成績会議の議を通じて卒業を認定する。	1学年の学期区分	前後期
履修方法 :	授業科目の出席時数が授業時数の80%以上かつ評価が60点以上を合格とする。	1学期の授業期間	24週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。